

### 9-(3).保健室で行う心と体の支援について

保健室には養護教諭が常在し、学校保健安全法に基づき、学生生活が心身ともに健康で快適に送れるように学校保健を担っています。

また医師、看護師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士等の資格を持つ本学教員の協力体制も整っています。

#### ①応急手当・健康相談・保健指導

学校において病気やけがをした時は保健室にて応急手当を行ないます。状況に応じ医療機関搬送、投薬、休養等の措置を行ないます。

心身に不安や問題がある学生には相談及び指導を行ないます。いつでも利用して下さい。

#### ②定期健康診断・保健調査

健康診断を全学生対象に毎年行います。身体測定・血圧測定・視力検査・尿検査・結核検診・内科検診を行ないます。事後措置として健康診断の結果、有所見者については再検査等のお知らせをします。本学の指示に従って下さい。また未受診者には、「健康診断証明書」の発行ができません。就職活動や実習等に必要な書類です。自分自身の健康管理のため全員必ず受診してください。

また健康診断に際し保健調査を行ないます。緊急時の連絡先や心身の健康状態、生活状況等を調べる為、問診票の記入及び保健調査票の記入をしてください。個人情報厳重に管理し、学生の健康支援に役立てます。

#### ③医師による健康相談

医師による健康相談を、年2回（前期と後期）保健室で行ないます。身体の不調不安等、健康に関する相談が何でもできます。日程が決まり次第掲示しますので保健室で予約をしてください。

※保健室で行なう事項についての詳細は、掲示や直接保健室で確認してください。保健室からの連絡は主に掲示にて行ないます。掲示板をよく見るようにしてください。

保健室利用時間	養護教諭在室時間は、9：00～16：00です。 養護教諭不在時は、事務部学生教務課へ利用を申し出てください。
保健室電話番号	054-623-8478

### 【出席停止について】

学校感染症（学校において予防すべき感染症）に罹患した場合、学校保健安全法第 19 条により出席停止となります。十分療養してください。

出席停止となる場合、医師の証明が必要です。「通学・出席許可証明書」を医師に記入していただき、「感染症罹患届」と併せて事務部学生教務課へ提出してください。

書類は、保健室や事務部学生教務課にもありますが、巻末の様式集からコピーをしたり、本学ホームページの『在学生の皆様へ』からプリントアウトすることもできます。

### ※学校において予防すべき感染症の種類

#### 第 1 種

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原菌が、ベータコロナウイルス属 **SARS** コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原菌がベータコロナウイルス属 **MERS** コロナウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ

#### 第 2 種

インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

#### 第 3 種

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（注）

(注)：その他の感染症とは溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎などです。条件により医師の判断で出席停止となります。

必ず医師に確認してください。

### 【健康診断証明書の発行について】

健康診断証明書は、就職活動や実習の際に必要な書類です。健康診断証明書を発行するには、本学で行う健康診断の全項目を行わないと発行できません。

健康診断項目は、身長・体重測定、血圧測定、視力検査、尿検査（糖及び蛋白）、内科検診、結核検診（胸部 X 線間接撮影）です。

事情により、本学で行なう期間中に実施できない場合は、身長・体重・血圧測定・視力検査・尿検査については、後日随時、保健室で測定・検査することができます。内科検診は、健康相談日に検診することができます。

視力検査の注意点として、健診当日、眼鏡忘れなどにより、実際より悪い検査結果が登録されてしまうことがあります。その場合本人の申し出により、明らかな目の疾病がない場合は、保健室で再検査を行いません。また、裸眼でも矯正でも 0.7 未満は日常生活に支障があるため、各自で、眼鏡やコンタクトレンズの使用や、度数の調整等対応をしてください。

日程や時間などの連絡事項は、掲示板で確認してください。

また、本学以外の医療機関で健診を行なった場合は、結果を保健室へ提出すれば、本学の健康診断に代えることができます。

証明書の提出先の企業や実習施設によっては、本学で行なう健康診断の他に、血液検査や細菌検査などが必要なところもありますが、大学で行う健康診断は、学校保健安全法に基づき行うものなので、足りない項目については、各自、医療機関で健康診断を受けてください。また、実習先によっては、結核検診は3ヶ月以内のものを要求されることがあるので、福祉実習指導センターに問い合わせてください。被爆の問題もありますので、年に2度レントゲン撮影を行なうことのないように留意してください。

本学で行なう健康診断の結果、再検査や受診のすすめ等の指示が出た学生は、指示されたことを行わないと証明書の発行はできません。

なお健康診断証明書の発行手数料は200円です。

健康診断に関して分からないこと、質問がある学生は、保健室まで問い合わせてください。